

令和5年8月13日

10:00 発表

衣浦港台風・地震津波等対策委員会各委員 殿

衣 浦 港 長

(衣浦港台風・地震津波等対策委員会)

TEL 0569-22-4999・FAX 0569-25-5207

台風7号接近に伴い、衣浦港における船舶等に対し、次のとおり勧告します。

8月13日(日) 18:00 第二警戒体制

※なお、勧告解除時は追って周知致します。

警戒体制一覧(「衣浦港における台風来襲時の対策基準について」関係)

種 類	対策実施要領
第一警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 船舶(汽艇等を除く)は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・当直員を配置し、国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 ・AIS常時作動を確認すること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行なうこと。 筏は、貯木場への収容を完了し、厳重な警戒体制につくこと。 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・当直員を配置し、国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 ・走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。
解 除	<p>台風の影響がなくなったとき「警戒体制」を解除する。 (原則として港内風速が15m/秒以下になったとき。)</p>